

事 務 連 絡
平成22年1月13日

住宅関係団体 様

長崎県土木部住宅課

「地域材活用木造住宅振興事業」の募集開始について

このことについて、別添のとおり、国土交通省の発表がありましたので、お知らせします。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000118.html)

担当者：まちづくり班 今崎

TEL:095-894-3104

FAX:095-894-3464

E-mail:h-imasaki@pref.nagasaki.lg.jp

「地域材活用木造住宅振興事業」の募集開始について

平成 22 年 1 月 13 日

標記事業について、提案の募集を開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、平成21年度第2次補正予算の成立を前提としています。正式には国会での審議を踏まえ、制度として創設されますので、内容に変更があり得ることをご了承ください。

1. 補助対象となる事業(どちらか一方、又は両方により事業を構成します。)

- ・木造展示住宅の建設
- ・木材生産現地研修会の開催

2. 応募期間

平成22年1月13日(水)から2月15日(月)まで(消印有効)

3. 応募者の資格

応募者は、以下のいずれかに該当する方です。

[1]住宅の建設工事を行う事業者

[2][1]の事業者が組織する団体・グループ(ただし、公益法人は除きます。)

4. 応募方法等の詳細

添付資料の「地域材活用木造住宅振興事業 手続きマニュアル」を参照して下さい。

応募に関する問合せ先・応募書類の提出先

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL : 03-5253-8111(代)

ホームページ: <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

添付資料

- ・ 地域材活用木造住宅振興事業 手続きマニュアル(PDF ファイル) 

お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL: (03)5253-8111 (内線 39422,39455)

地域材活用木造住宅振興事業について

※ 平成22年1月上旬募集開始予定

「地域材活用木造住宅振興事業」とは

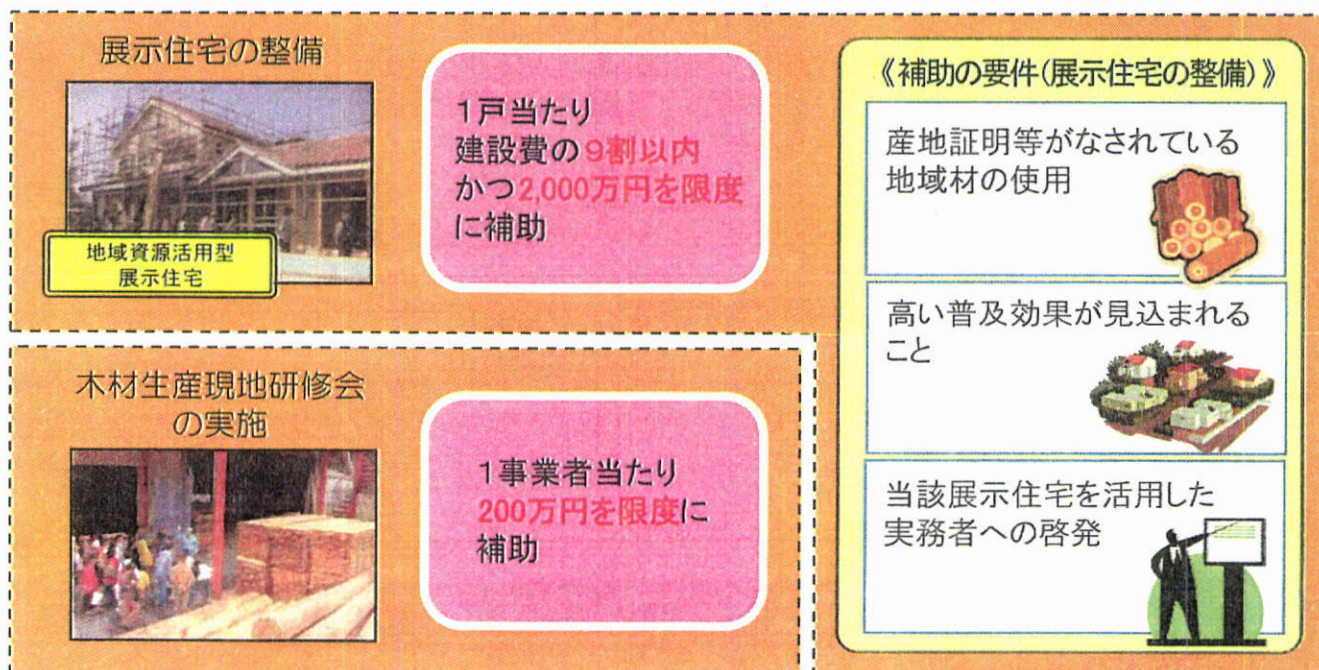
「地域材活用木造住宅振興事業」は、地域材を活用する木造住宅を振興するため、都市部の大消費地等における地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修への助成を行う事業者向けの補助事業です。

事業の内容・流れ

- ① 下記の要件を満たす木造展示住宅の整備、木材生産現地研修会の開催に関する事業計画を公募します。
- ② 書類審査(必要に応じてヒアリング審査を実施)により、補助を行う事業を採択し、通知します。
- ③ 採択事業に対し、木造展示住宅の建設費、木材生産現地研修会の開催に要する費用の一部補助を実施します。

※ 補助金の額については、下記の範囲内となりますが、審査採択にあたって、事業者の応募申請額を下回る決定をさせていただく場合があります。

※ 補助金の交付は、展示住宅の整備等が終わり、実績報告書を適正に提出した後になります。



1事業者(1団体・グループ)当たり最大で2,200万円の補助が受けられます。
(ただし、応募申請額を下回る決定をさせていただく場合があります。)

《補助の要件(展示住宅の整備)》の
詳しい内容は裏面へ



応募者の資格

応募者は、以下のいずれかに該当する方です。展示住宅の整備については、1応募者あたり1棟のみの応募とします。

- ① 住宅の建設工事を行う事業者
- ② ①の事業者が組織する団体・グループ(ただし、公益法人は除く。)

注: 要件や申込先等、募集の詳細については準備が整い次第、国土交通省ホームページにおいてお知らせします。(平成22年1月上旬募集開始予定)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

【お問い合わせ】国土交通省住宅局木造住宅振興室 (電話)03-5253-8111(代)

補助の要件(展示住宅の整備)

要件①産地証明等がなされている地域材の使用

産地証明等がなされている地域材（下記のいずれかの木材）を使用すること

【産地証明等がなされている地域材】

- ① 都道府県が定める認証木材
- ② ①以外の第三者機関が認証した森林から生産された木材（FSC、SGEC、PEFCなどの認証制度）
- ③ 合法性が証明された木材
- ④ 木材表示推進協議会が定める産地証明がされた木材
- ⑤ 上記に掲げるほか、産地が書面などにより証明された木材など



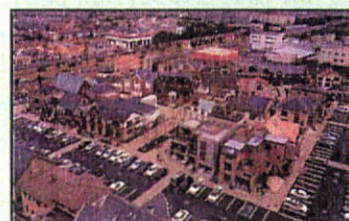
要件②高い普及効果が見込まれること

高い普及効果が期待できること（下記の内容について評価）

【本事業における普及効果の評価】

- ・ 建設予定地域の規模《例：〇〇県〇〇市〇〇番地(人口〇〇万人)》
- ・ 建設予定地の立地特性《例：住宅展示場、分譲宅地、自社所有地》
- ・ 完成後の展示期間《例：〇年〇ヶ月》

など



要件③当該展示住宅を活用した実務者への啓発

住宅生産者（大工・工務店、設計者等）、木材産業関係者等を対象として、当該展示住宅の建設過程（住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程の工事中の現場）を実際に見て学ぶ勉強会を実施すること

補助の対象となる費用

① 木造展示住宅の建設費

- ・ 主体工事費（建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。）

※ 屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費は、補助対象となりません。

② 木材生産現地研修会の開催に要する費用

- ・ 住宅生産者等を対象とした木材生産現地研修会の開催費用のうち講師謝礼金、講師旅費、印刷製本費、研修会場借上費

※ ②のみの申請の場合、平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを条件とします。ただし、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

注：本事業は、平成21年度2次補正予算の成立を前提とするものであり、本資料に記載している内容については、今後変更することがあります。

地域材活用木造住宅振興事業 手続きマニュアル

本事業は、地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修への助成を行う事業者向けの補助事業です。

この補助事業について応募をされる方は、この「手続きマニュアル」を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

国土交通省住宅局 木造住宅振興室

《本事業に関する問い合わせ》

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

電 話 03-5253-8111(代)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

手続きの概要・流れ

1) 事業計画の提案（→詳しくは、「4. 事業計画の提案」）

応募者は、応募者の概要、事業の概要等を記入した「事業計画提案書」等の提出書類を、平成22年2月15日（月）（消印有効）までに、国土交通省住宅局木造住宅振興室（以下、「木住室」という。）に郵送等により提出します。

2) 事業の審査・採択（→詳しくは、「5. 事業計画の審査・採択」）

応募書類について、書類審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、補助を行う事業を採択します。

3) 補助金交付申請（→詳しくは、「6. 補助金交付申請」）

採択事業者（補助を行う事業に採択され、その旨の通知を受けた応募者）は、「補助金交付申請書」等の必要な書類を提出します。具体的手続き等については、事業の採択通知時に採択事業者に対してお知らせします。

4) 補助金の交付決定（→詳しくは、「7. 補助金の交付決定」）

受け付けした補助金交付申請書等について審査を行い、交付を決定した場合は、当該交付申請を行った採択事業者に対して交付決定通知書を送付します。

5) 実績報告（→詳しくは、「8. 実績報告」）

補助事業者（補助金の交付決定を受けた採択事業者）は、平成22年9月30日（木）まで（ただし、「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請をした場合、原則平成22年3月26日（金）まで（消印有効））に、実績報告書等の必要な書類を提出します。具体的手続き等については、事業の採択通知時に採択事業者（＝補助事業者）に対してお知らせしています。

6) 補助金の額の確定及び支払（→詳しくは、「10. 補助金の額の確定及び支払」）

提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者となった場合の口座に補助金が振り込まれます。すなわち、補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

1. 補助対象となる事業

補助金交付の対象となる事業は、「1. 1 木造展示住宅の建設」、「1. 2 木材生産現地研修会の開催」に掲げるものです。どちらか一方、又は両方により事業を構成します。

1. 1 木造展示住宅の建設

補助の対象となる展示住宅については、次の全ての要件を満たす木造展示住宅に限ります。要件の詳細は以下に示す別紙を参照して下さい。

- 1) 産地証明等がなされている地域材を使用すること
 - 2) 高い普及効果が見込まれること
 - 3) 当該展示住宅を活用して実務者への啓発を行うこと
 - 4) 「4. 補助対象となる経費」について他の補助金等の交付を受けている場合又は受ける見込みのある場合にあっては、当該他の補助金等の対象経費を本事業による補助対象経費から除いて算定すること
- } → 詳しくは、別紙 (p.7)

1. 2 木材生産現地研修会の開催

補助の対象となる木材生産現地研修会については、次のいずれか(複数可)の研修会に限ります。

- 1) 地域材の生産現場の見学を行う研修会
- 2) 地域材製品の加工現場の見学を行う研修会
- 3) 地域材製品が実際に使われている現場の見学を行う研修会

2. 補助対象となる経費、補助金の額

補助金交付の対象となる経費の範囲は、「2. 1 木造展示住宅の建設費」、「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」に掲げるものです。なお、ここに掲げる以外の経費を含む事業を実施することは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上して下さい。

補助金の額については、下記の範囲内となりますが、審査採択にあたって、応募申請額を下回る決定をさせていただくことがあります。

「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請の場合、平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを条件とします。ただし、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

2. 1 木造展示住宅の建設費

対象展示住宅は、1応募者あたり1棟のみの応募とします。下表に掲げる主体工事費の9割以内の額で、かつ1応募者当たり2,000万円を上限とします。なお、補助対象となる経費は、下表に掲げる主体工事費のみとします。

下表に掲げた工事以外の工事(屋内電気設備工事費、屋内ガス設置工事費、屋内給排水設備工事費など)を実施することは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。

主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
-------	---

2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用

下表に掲げる費用の合計額で、かつ1補助事業者当たり200万円を上限とします。

下表に掲げた費用以外の費用が生ずることは差し支えありませんが、その費用は補助対象となりません。

本費用のみの応募の場合、原則として平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを採択します。ただし、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

講師謝礼金	技術研修等の講師に対する謝礼に要する費用をいう。
講師旅費	技術研修等の講師の移動及び宿泊に要する費用をいう。
印刷製本費	技術研修等で使用する資料の印刷製本に要する費用をいう。
研修会場借上費	技術研修等で使用する会場の借り上げに要する費用をいう。

3. 応募者の資格

応募者は、以下のいずれかに該当する方です。

1) 住宅の建設工事を行う事業者

2) 1) の事業者が組織する団体・グループ（ただし、公益法人は除きます。）

※ 法人格を有しない任意の団体・グループにあつては、代表者及び業務実施責任者が明確で、かつ、経理担当者が設置され、会計帳簿、監査体制を有するなど、事業実施に係る責任体制が整備されていること。（この場合、「4. 3 事業計画の提出書類」で示す「応募者の法人等の概要がわかる書類」として、責任体制の整備状況がわかる書類も提出すること。）

4. 事業計画の提案

4. 1 事業計画の提案方法

応募者は、「4. 2 事業計画の提出書類の受付期間」に定められた期間中に、次の手続きに従って「4. 3 事業計画の提出書類」に示す書類を木住室に提出して下さい。

提出書類は、書留郵送等（宅配便可）の受け取りを確認できる配送方法により、応募者が木住室に送付して下さい。

受付後の提出書類の返却はしません。

4. 2 事業計画の提出書類の受付期間

平成22年1月13日（水）から2月15日（月）まで（消印有効）

4. 3 事業計画の提出書類

応募者は、以下の書類を全て2部作成して木住室に提出して下さい。ただし、2部のうち1部はコピーでも構いません。

1) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」と「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」の両方を応募する場合の提出書類

① 事業計画提案書（様式1(1)）

② 木造展示住宅の建設の計画書（様式1(2)）

- ③ 木材生産現地研修会の開催の計画書（様式 1 (3)）
- ④ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後 3 か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ⑤ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

2) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」のみ応募する場合の提出書類

- ① 事業計画提案書（様式 1 (1)）
- ② 木造展示住宅の建設の計画書（様式 1 (2)）
- ③ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後 3 か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ④ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

3) 「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみ応募する場合の提出書類

- ① 事業計画提案書（様式 1 (1)）
- ② 木材生産現地研修会の開催の計画書（様式 1 (3)）
- ③ 応募者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（作成後 3 か月以内のものに限ります。）等）（任意様式）
- ④ 応募者が建設業に従事していることがわかる書類の写し（建設業の許可証明書等）

（記入上の注意）

※事業計画提案書（様式 1 (1)）、木造展示住宅の建設の計画書（様式 1 (2)）、木材生産現地研修会の開催の計画書（様式 1 (3)）は、必ず木住室ホームページからダウンロードした指定の事業計画提案書に黒色のボールペンで丁寧に記入したもの又は印刷されたものを使用して下さい。指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXにより提出されたものは申請を受付けません。

※提出書類の内容等が応募の要件を満たしていない場合、又は送付された書類に不足がある場合は、受付を行わず、その旨を応募者に通知します。また、提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、これを受理しません。

※応募者が「3. 応募者の資格」の「2）1）の事業者が組織する団体・グループ」の場合、上記の 1）⑤、2）④、3）④については、その構成員である者の建設業の許可証明書等をもって当該提出書類とすることができます。

5. 事業計画の審査・採択

事業計画提案書等の提出書類について、書類審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、補助を行う事業を採択します。審査結果については、平成 21 年度 2 次補正予算の成立後、採択事業について応募者に通知し、採択事業者名等を木住室のホームページ等で公表します。

6. 補助金交付申請

採択事業者は、事業の採択時に連絡する期日までに、補助金交付申請書等の必要な書類を提出して下さい。交付申請にあたっての具体的手続き、補助金交付申請書等の必要な書類の様式については、事業の採択時に採択事業者に対してお知らせします。

なお、補助金交付申請書の内容等が採択された内容を満たしていない場合、又は送付された書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を採択事業者に連絡します。

また、提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、これを受理しません。

※ 採択されていない場合、補助金交付申請を行うことはできません。

7. 補助金の交付決定

受付けした補助金交付申請書について審査を行い、申請を行った採択事業者に対して交付決定通知書（交付決定金額、及び交付決定年月日等が記載されたもの）を送付します。受付後の補助金交付申請書等の返却はしません。

この交付決定通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「10. 実績報告」の実績報告書を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。また、実績報告書提出前に手続きマニュアル等に記載されている要求事項等に違反したときは、補助金の交付決定は失効するものとします。

8. 実績報告

8. 1 実績報告の方法

補助事業者は、「8. 2 実績報告の受付締め切り日」に定める実績報告の受付締め切り日までに、実績報告書等の必要な書類を提出して下さい。実績報告にあたっての具体的手続き、実績報告書等の必要な書類の様式については、事業の採択時に採択事業者に対してお知らせします。

「8. 2 実績報告の受付締め切り日」に定める実績報告の受付締め切り日までに、実績報告書等の必要な書類が提出されない場合、原則として補助金を受けることはできません。

8. 2 実績報告の受付締め切り日

- 1) 「2. 1 木造展示住宅の建設費」の申請をした場合（これと「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」との両方を申請した場合を含む）

平成22年9月30日（木）（消印有効）

- 2) 「2. 2 木材生産現地研修会の開催に要する費用」のみの申請をした場合

平成22年3月26日（金）（消印有効）

※ ただし、2) の締め切り日については、応募者の責によらない気象の影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

9. 現地検査等

補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に対して報告を求め、又は現地検査等を行うことができるものとします。

補助事業者は、補助事業の内容について報告、又は現地検査等の実施を求められた場合は、これに協力しなければなりません。

※関係資料の提出を求める場合がありますので、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に充分ご注意ください。

10. 補助金の額の確定及び支払

提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。

額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り

込まれます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

1 1. その他

この手続きマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号等に定めるところにより行う必要があります。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）

1 2. 応募書類等の提出先、問い合わせ先

質問・相談については、原則として、電話でお願いします。よくあるご質問については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載する予定です。

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

TEL 03-5253-8111（代）

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

○「産地証明等がなされている地域材を使用すること」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「産地証明等がなされている地域材」については、次のイからホまでのいずれかに該当するものとします。

- イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：〇〇県産材認証制度 など）
- ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC 森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC） など）
- ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- ニ 産地、加工種などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木製品（例：木材表示推進協議会（FIPC） など）
- ホ 上記イからニまでの方法によらず、企業等の独自の取組（森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等の把握 など）によって、確実に産地が証明される木材・木材製品

（参考）

・合法性、持続可能性の証明について

合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。

・産地、加工種などの民間の第三者機関による認証について

産地、加工種などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

○「高い普及効果が見込まれること」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「高い普及効果が見込まれること」については、「木造展示住宅の建設の計画書」（様式1(2)）に記載された内容等をもとに、高い普及効果が期待できると考えられる応募に対して、優先的に採択（又は補助金の配分）を行います。

○「当該展示住宅を活用した実務者への啓発を行うこと」について

「1. 1 木造展示住宅の建設」における補助の要件「当該展示住宅の活用した実務者への啓発を行うこと」については、住宅生産者（大工・工務店、設計者等）、木材産業関係者等を対象として、当該展示住宅の建設過程（住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程の工事中の現場）を実際に見て学ぶ勉強会を実施することを要件とします。なお、この勉強会をもって「1. 2 木材生産現地研修会の開催」で示す研修会と見なすことはできません。

事業者番号 (木住室が記入)								
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

日

事業計画提案書

--	--	--

--	--	--	--

指定のない場合は、枠線内に左詰めで丁寧に楷書で記入して下さい。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

年間住宅供給戸数					
----------	--	--	--	--	--

戸

電話番号					
------	--	--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

緊急連絡先					
-------	--	--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

応募者印

[illegible][illegible][illegible]

事業計画提案書①

事業者番号 (木住室が記入)																				
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

・当該展示住宅の情報
補助対象工事費内訳

項目	金額欄										備考	
建設工事費(消費税抜き)											円	
主体工事費(①)											円	
屋内電気設備工事費											円	補助対象とならない経費
屋内ガス設備工事費											円	補助対象とならない経費
屋内給排水設備工事費											円	補助対象とならない経費
完成後の展示期間(②)											月	前頁の「完成後の展示期間」を月単位に直して記入して下さい。
応募対象額(③)											円	①×0.9×②÷(7×12) 1円未満は切り捨て
応募の上限(④)	2	0	0	0	0	0	0	0	0		円	
応募申請額(消費税抜き)(⑤)											円	③と④の低い方

↑ 金額の記入は全て右詰で記入して下さい。(金額欄に不要な記号は記入しないで下さい。)
※ 応募申請額については、審査採択にあたって、これを下回る決定をさせていただく場合があります。

着工予定日

平成	2	2	年			月			日
----	---	---	---	--	--	---	--	--	---

竣工予定日

平成	2	2	年			月			日
----	---	---	---	--	--	---	--	--	---

↑ この欄は右詰め

記入された「竣工予定日」及び実績報告の予定が、平成22年3月31日以降の場合、以下の「平成21年度内の完了が困難な理由」欄について、記入して下さい。

平成21年度内の完了が困難な理由

○印 記入欄	平成21年度内の完了が困難な理由
	工事に伴い発生した状況変化(土質、湧水、地盤等)に伴う施工能率の低下により不測の日数を要すると見込まれるため
	気象の影響(豪雨、豪雪等)のため
	資材(木材等)の入手難のため
	その他(理由:)

↑ 該当するものに○印をつけて、括弧内に必要事項を記入して下さい。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

木造展示住宅の建設の計画書②

[illegible]

・研修会開催予定時期

平成 2 2 年 月 日 ~ 平成 2 2 年 月 日

・研修会開催予定回数

--	--	--	--

・参加予定者の概数

--	--	--	--

人

・研修会開催予定地

[illegible]

↑ 2回以上分を応募する場合は、直近に開催を予定するものについて記入して下さい。

・研修会の内容

○印 記入欄	研修会の内容
	地域材の生産現場の見学を行う研修会
	地域材製品の加工現場の見学を行う研修会
	地域材製品が実際に使われている現場の見学を行う研修会

↑ 2回以上分を応募する場合は、直近に開催を予定するものについて記入して下さい。

・補助対象経費内訳

[illegible]

木造生産現地研修会の開催の計画書①

事業者番号 (木住室が記入)																			
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記入された「研修会開催予定時期」及び実績報告の予定が、平成22年3月31日以降の場合、以下の「平成21年度内の完了が困難な理由」欄について、記入して下さい。

平成21年度内の完了が困難な理由

○印 記入欄	平成21年度内の完了が困難な理由
	気象の影響(豪雨、豪雪等)のため
	その他 (理由:)

↑ 該当するものに○印をつけて、括弧内に必要事項を記入して下さい。